

茂原市長選挙・茂原市議会議員補欠選挙

投票日時 4月26日(日) 7時～20時
「考えて 未来のための その一票」

期日前投票のお知らせ

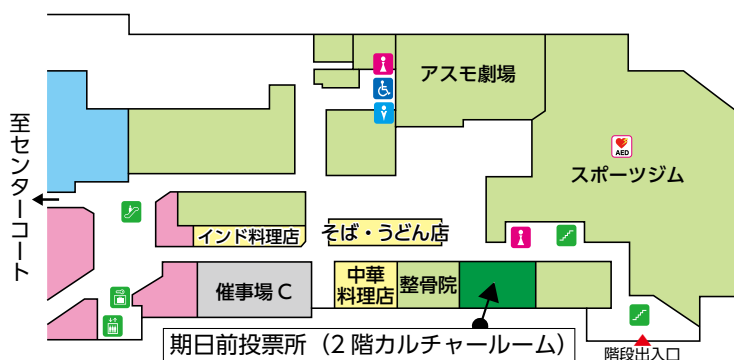
投票日当日に仕事や冠婚葬祭、レジャーなどで投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票所で期日前投票をすることが出来ます。

※入場整理券を持参の上、「宣誓書」を記入いただきます。

期間 (予定)	時 間	場 所
4月20日(日)～ 25日(土)	8時30分～ 20時	茂原市役所1階 102会議室
	8時30分～ 17時	本納公民館 (ほのおか館) 第1会議室
4月22日(火)～ 25日(土)	10時～ 19時	ショッピングプラザ・ アスモ2階 カルチャールーム



アスモ2階平面図



投票できる方

次の3つの要件に当てはまる方が投票できます。ただし、投票日までに市外に転出した場合は投票できません。

- ①日本国民であること
- ②平成14年4月27日までに生まれた方
- ③令和2年1月18日までに住民票が作成され、引き続き3カ月以上登録されている方

市内転居した方

4月1日以降に市内転居の届け出をした方は、旧住所地の投票所で投票してください。

投票の順序

初めに茂原市長選挙の投票用紙を交付します。「候補者名」1名だけを記載し投票してください。

次に茂原市議会議員補欠選挙の投票用紙を交付します。同じく「候補者名」1名だけを記載し投票してください。

入場整理券は封書式

入場整理券は封書式で、1世帯6人まで内側に印刷されています。届いたらすぐに開

封し、確認してください。

入場整理券が郵送されなかった場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の受付でお申し出ください。

なお、入場整理券は4月15日(水)ごろから郵送を始めます。

病院などで行う不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入院・入所中で不在者投票事由に該当する方は、その施設内で不在者投票をすることができます。

滞在先での不在者投票

仕事・通学・旅行などで他の市町村に滞在中で、投票日までに茂原市に帰れない方は、最寄りの選挙管理委員会での不在者投票ができます。

この場合、入場整理券の郵送に日数がかかりますので、お早めに茂原市選挙管理委員会へ不在者投票の請求を行ってください。

郵便等による不在者投票

身体に重度の障害のある方(身体障害者手帳または戦傷

病者手帳の交付を受けていて障害の内容が一定の要件に該当する方や、介護保険法による要介護者で要介護状態区分が要介護5である方)で、投票所へ行くことが困難な場合には、自宅で郵送等により投票できる制度があります。

「郵便等投票証明書」の交付を受けている方が利用できる制度ですので、証明書の交付を受けていない方は至急お問い合わせください。

選挙公報は新聞折り込み

選挙公報は4月22日(水)ごろの朝日・読売・毎日・産経・日経・東京・千葉日報の朝刊に折り込み配布します。また、現在「広報もばら」を郵送で受け取っている世帯には、直接郵送します。

なお、市の公共施設に公報ボックスを設置しますが、入手できない見込みの方は、お早めにお申し出ください。

お問い合わせは、

選挙管理委員会 (6階)

☎(20)1529、FAX(20)1604へ。